



第13話 『LGBTのための岡山市の取り組みとは？』

最近LGBTについてよく耳にするけど、具体的にどういったものがあるのかな？

いじめ、差別…
思ったよりいろんな問題があるなあ…

同性婚って
法律で認められていない！

こういったLGBTの課題に対して
市はどういった政策を
行っているんだろう？

性別欄

? パートナーシップ制度

実際に市役所に聞きに行こう！

その前に

LGBTはどのようなことに困っているの？

実は…

★セクシュアリティによって困っていることは違う！！

<u>○レズビアン・ゲイ</u> の場合	<u>○トランスジェンダー</u> の場合
<p>①同性愛者を馬鹿にしたり、 笑いのネタにされる 「オカマ」「レズ」「ホモ」 などの差別用語</p> <p>②同性婚が認められていない</p> <ul style="list-style-type: none">・同性パートナーは家族と認められず、病院での面会を断られる・同性愛への偏見によって、賃貸借契約を断られる <p>…などの問題が発生する</p>	<p>①履歴書などの性別欄に 違和感を感じる 男or女と区別されることの苦痛</p> <p>②トイレや更衣室が 性別で分かれている 「心の性」が違ってても 「戸籍上の性」で区別される</p> <p>③戸籍上の性別を変える 条件が厳しい 性適合手術(身体の性別を変える手術)を行わなければならない。 身体的・金銭的負担が大きい。</p>



これらの問題に対してどのような対策を行っているのか
人権推進課の方にお話を伺いました！！

岡山市が行っている代表的な取り組みって何？

『岡山市パートナーシップ宣誓制度』

～岡山市パートナーシップ宣誓制度とは～
どちらかまたは両方が性的マイノリティであるカップルがパートナーシップ関係であることを市に宣誓した場合、市は「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」を交付し、二人のパートナーとしての想いを尊重するという制度

では、この制度を利用すると具体的にどのような効果があるのか下で詳しく説明します。

具体的なメリットは
何があるの？

⇒ **いろいろな行政サービスが
利用可能に！**

- ・市営住宅、墓地の利用可能
- ・保育園などの利用可能
- ・市民病院での面会及び
手術時の同意可能
などなど...

しかし、
婚姻関係にはなれない！！
よって、結婚に付随する一部権利を
得られない

- ・税金控除
- ・遺産相続
などなど...

他にも難点が...

この制度を利用するためには、

**二人とも岡山市内に
住み続けなければならない！！**

この問題を軽減するための政策を
実施！

『自治体間相互利用』

同じくパートナーシップ宣誓制度を行っている自治体と協定を結ぶことで自治体間で受領証等の継続使用が可能

⇒協定を結んだ自治体であれば受領書等を返還することなく制度の利用が可能に！

協定締結自治体(相互利用可能な自治体)

・岡山県総社市、備前市
・広島県広島市・福岡県福岡市

その他にも様々な政策を行っている！

- ・ 申請書等の公的書類の性別欄見直し
⇒いずれは民間の書類にも普及していきたい
- ・ 啓発、相談(パートナーシップ宣誓制度に関する質問など)
- ・ LGBTへの理解を深めるための職員研修
(例)基礎知識、対応など



職員

しかし、まだまだ達成できていない課題や解決できていない問題もたくさんあります。皆さんには性的マイノリティに対する配慮を大切にしてほしいです。

一人ひとりのちょっとした理解や気遣いが
少しずつ社会を変えていく！



誰もが生きやすい社会へ

～取材後記～



高校生 K

元々疑問に思っていたことに加え、全く知らなかったもたくさん聞けた良い機会だった。行政・市民両視点から性的マイノリティと政策について考察するにあたって貴重なお話をいただくことができた。



高校生 S

LGBTの課題に対して市が行っている政策を詳しく知ること、LGBTの方が求めていることやこれからの社会に必要なことについて理解が深まった。配慮を大切に自分のできることを考え、実行していきたい。

参議院議員選挙の投票日は令和4年7月10日（日）です